

マイナンバー(個人番号)は、この

ような手続きで使います

マイナンバーが必要な手続きには、主に次のようなものがあります。

★暮らし

住民票・戸籍

- 転入・転居・転出など住所の変更
- 戸籍届出による氏名などの変更
※記載事項の変更が必要になりますので、通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちください。

問い合わせ先 住民課 TEL: 0859-68-3115

★保険・医療

国民健康保険

- 加入・脱退
- 修学や施設入所のための町外転出
- 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更
- 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請
- 第三者行為による被害の届出
- 被保険者証の再交付申請
- 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付・再交付申請
- 税の軽減・一部負担金の免除等申請

問い合わせ先 健康対策課 TEL: 0859-68-5536

後期高齢者医療

- 加入
- 被保険者証の再交付申請
- 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請
- 高額療養費、高額介護合算療養費などの支給申請

問い合わせ先 健康対策課 TEL: 0859-68-5536

★税金

町・県民税など

- ※平成28年分以降の所得にかかるものから適用
- 町・県民税申告書の提出（※）
 - 紙と支払報告書の提出（※）
 - 公的年金等支払報告書の提出（※）
 - 軽自動車税減免申請書の提出
 - 償却資産申告書の提出
 - 固定資産税の減免申請書の提出
 - 国民健康保険税減免申請書の提出

問い合わせ先 住民課税務室 TEL: 0859-68-3114

★介護・福祉

介護保険

- 介護認定・更新・区分変更の申請
- 被保険者証などの再交付の申請
- 負担限度額認定証の申請
- 高額介護サービス費の支給申請
- 居宅サービス計画作成依頼届出

問い合わせ先 健康対策課 TEL: 0859-68-5535

福祉

- 身体障害者手帳の申請
- 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請
- 補装具費（障害者総合支援法）に関する申請
- 障害福祉サービス（障害者総合支援法）に関する申請
- 精神障害者保健福祉手帳に関する申請
- 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請
- 障害児通所支援（児童福祉法）に関する申請
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求
- 生活保護の申請

問い合わせ先 福祉課 TEL: 0859-68-5534

マイナンバー(個人番号)が必要な手続きには、「マイナンバーの確認」と「本人確認」ができる証明書が必要です。

例) 役場窓口にマイナンバーの記入が必要な申請書を提出する場合

マイナンバーを確認できる書類



通知カードまたは
マイナンバー付きの
住民票

※通知カードをお持ちでない場合、マイナンバー付きの住民票を取得していただくこともあります。

本人確認できる書類



顔写真付きの証明書
例) 運転免許証、
パスポートなど

※顔写真の付いていない本人確認書類の場合は、2種類以上必要です。
例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳

マイナンバーカードこれ1枚で「マイナンバーの確認」と「本人確認」ができます



- ・マイナンバーカードの取得には、申請が必要です。申請方法は、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。
- ・既にマイナンバーカードの申請がお済みの方は、P.4 「マイナンバー(個人番号)カードの受け取り方法」をご覧ください。

★子育て

給付や届出

- 児童手当の申請
- 児童扶養手当の申請
- 特別児童扶養手当の申請
- 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育への入所申込み

問い合わせ先 福祉課 TEL: 0859-68-5534

- 未熟児養育医療の給付申請
- 母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）

問い合わせ先 健康対策課 TEL: 0859-68-5536

手続きによって、マイナンバーの記入・提示が必要になる時期が違います。
詳しくは担当部署にお問い合わせください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

※上記の手続き以外にもマイナンバーが必要な場合があります。

※上記の手続きにおいてマイナンバーの記載は義務ですが、記載を拒否された場合は、番号法に基づき、各業務担当課がマイナンバーの確認を行うことになります。